

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

No.35

〔共通〕問1 危険物の類別と性質に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 第一類の危険物とは、酸化性液体のことである。
- (2) 第二類の危険物とは、可燃性固体のことである。
- (3) 第三類の危険物とは、自然発火性物質及び禁水性物質のことである。
- (4) 第五類の危険物とは、自己反応性物質のことである。

〔消防用設備等〕問1 防火対象物の関係者が、「通常用いられる消防用設備等」に代えて「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置する場合、消防長又は消防署長が、その防火安全性能が当該「通常用いられる消防用設備等」の防火安全性能と同等以上であると認めることが必要だが、当該防火安全性能として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 火災の拡大を初期に抑制する性能
- (2) 火災の発生を早期に伝達する性能
- (3) 火災時に安全に避難することを支援する性能
- (4) 消防隊による活動を支援する性能

〔消防用設備等〕問2 次に掲げる防火対象物のうち、非常警報設備の設置は要しないが非常警報器具を設置する必要があるものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、当該防火対象物は、地階を除く階数が11以上のもの、地階の階数が3以上のもの、地階及び無窓階の収容人員が20人以上のものではなく、自動火災報知設備の設置を要しないものとする。

- (1) 収容人員30人の飲食店
- (2) 収容人員が30人の診療所
- (3) 収容人員が30人の物品販売業を営む店舗
- (4) 公衆浴場のうち、収容人員が30人の蒸気浴場

〔防火査察〕問1 違反処理に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 屋外において、新聞紙が散乱している場所の近くで消火の準備もせずに子供が花火をしているのを発見し、火災の予防に危険な行為であると認めたので、消防吏員がその場で消防法第3条第1項に基づき花火をするのを禁止させた。
- (2) 小規模雑居ビルの立入検査を実施し、消防法第8条第1項に規定する防火管理者の選任義務があるにもかかわらず、選任されていない事実を確認し、指導をしても改修されないので、消防署長は消防法第8条第3項に基づく選任命令を発動した。
- (3) 小規模雑居ビルの立入検査を実施し、唯一の避難階段に看

板等が存置され、指導を実施したが改修されないので、立入検査を実施した消防吏員は避難に支障があると認め、消防吏員がその場で消防法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令を発動した。

- (4) 小規模雑居ビルの立入検査を実施し、テナントが変更されたため、消防法第17条に基づき自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、未設置である事実を確認し、指導をしても改修されないので、消防吏員がその場で同法第17条の4第1項に基づく自動火災報知設備の設置命令を発動した。

〔防火査察〕問2 消防法に基づき命令を発した場合における各命令の主体及び公示の義務の組み合わせに関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

	命令の主体及び命令内容	公示の義務
①	消防吏員が法第5条の3第1項に基づき発動した防火対象物に対する措置命令	有
②	消防署長が法第5条の2第1項に基づき発動した防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）	有
③	消防吏員が法第8条第3項に基づき発動した防火管理者選任命令	無
④	消防署長が法第8条第4項に基づき発動した防火管理適正執行命令	有

〔危険物〕問1 顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所（セルフ給油所）の基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 固定給油設備は、1回の連続した給油量及び給油時間の上限をあらかじめ設定できる構造のものとすること。
- (2) 給油取扱所へ進入する際見やすい箇所にセルフ給油所である旨を表示すること。
- (3) 固定給油設備の給油ホースの先端部に開放状態で固定できない手動開閉装置を備えた給油ノズルを設けること。
- (4) 固定給油設備は、ガソリン及び軽油相互の誤給油を有効に防止ができる構造のものとすること。
- (5) 制御卓には、顧客と容易に会話することができる装置を設けること。

〔危険物〕問2 危険物の貯蔵の技術上の基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 屋外貯蔵所においては、危険物は、原則として容器に収納して貯蔵すること。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防法別表第一。正しくは酸化性固体であり、酸化性液体は第六類の危険物。
 (2) 消防法別表第一。
 (3) 消防法別表第一。
 (4) 消防法別表第一。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行令第29条の4。初期拡大抑制性能と言われている。
 (2) 消防法施行令第29条の4。警報設備のみに係る「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の防火安全性能はない。
 (3) 消防法施行令第29条の4。避難安全支援性能と言われている。
 (4) 消防法施行令第29条の4。消防活動支援性能と言われている。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行令第24条第1項、第2項、第3項。非常警報器具、非常警報設備のいずれも設置する必要がない。
 (2) 消防法施行令第24条第2項。非常警報器具ではなく非常警報設備を設置する必要がある。
 (3) 消防法施行令第24条第1項。非常警報設備の設置は要しないが非常警報器具を設置する必要がある。
 (4) 消防法施行令第24条第2項。非常警報器具ではなく非常警報設備を設置する必要がある。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより正しい。
 (2) 違反処理マニュアルにより正しい。
 (3) 違反処理マニュアルにより正しい。
 (4) 消防法第17条の4第1項の消防用設備等の設置命令の主体は、消防長又は消防署長であり、消防吏員には付与されていないので、誤り。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第5条の3に基づき正しい。
 (2) 消防法第5条の2に基づき正しい。
 (3) 消防法第8条第3項命令の主体は消防長又は消防署長であり公示義務もあり、誤り。
 (4) 消防法第8条第4項に基づき正しい。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 セルフ給油所に関しては、顧客が自ら給油等を行うことに起因する危険要因に対応した必要な対策が義務付けられている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第17条第5項、危険物の規制に関する規則第28条の2の4～第28条の2の7。

問2 答 (2)

解説 危険物の漏えい、火災等の災害防止のため、危険物施設における貯蔵形態に応じた貯蔵の基準が定められている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第26条。

新訂第2版

消防官のための 消防活動の法律知識

■関 東一 A5判／186頁
定価1,890円（税80円）

◆消防活動とはどの範囲まで

の活動を指すのか、人命救助の法的根拠、PA連携の合法性等、消防活動に関連する基本的な法律問題をQ&A形式でわかりやすく解説した実務書！



主な目次

- Q1 消防とは何か。
- Q2 消防活動、消火活動及び消防作業とは、どの範囲の活動を指すものか。
- Q3 火災警報とは何か。火災警報は誰がどのような場合に発することができるか。また、火災警報が発せられた場合、どのような規制があり、その規制はどのような効力をもっているのか。
- Q6 火災警戒区域とは何か。この区域は、どのような場合に誰が設定することができるか。
- Q17 消防警戒区域とは何か。この区域は、誰がどのような場合に設定することができるか。また、消防警戒区域の設定は、どのような法的性質をもっているか。
- Q21 消火活動中の緊急処置とはどのようなものか。
- Q26 消火栓上に自動車を駐車させている者には、どのような違反が成立するか。
- Q45 消火方法のミスによって、損害賠償責任を問われた裁判例として、どのようなものがあるか。他57項目（総計65項目）